

一般ガス契約 (一般約款)

2021年 9月 1日



足利ガス株式会社

目 次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 一般約款の変更 | 1 |
| 3. 用語の定義 | 1 |
| 4. 使用の申し込みおよび契約 | 1 |
| 5. 契約の成立および変更 | 1 |
| 6. 料金 | 2 |
| 7. その他 | 2 |
| 付 則 | |
| 1. この一般約款の実施期日 | 3 |
| 2. この一般約款の実施に伴う切替措置 | 3 |
| (別 表 第 1) | |
| 1. 適用区分 | 4 |
| 2. 料金表 | 4 |

1. 目的

この一般約款は、一般の需要に応じガスを供給する場合（選択約款の適用を希望しないお客様）のガス料金（以下「料金」といいます。）その他供給条件を定めたものです。

2. 一般約款の変更

当社は、この一般約款を変更することがあります。この場合、変更内容をあらかじめお客様に通知のうえ、お客様との需給契約の内容は、変更後の一般約款によるものといたします。

3. 用語の定義

この一般約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」およびガス小売供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「一般ガス契約」とは、一般の需要の応じ導管によりガスを供給し、選択約款に規定する条件が適用されない、あるいは選択約款の適用を希望されない契約をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款の消費税率は10パーセントです。

4. 使用の申し込みおよび契約

- (1) この一般約款によるガスの供給を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款および一般約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

5. 契約の成立および変更

- (1) 一般ガス契約は当社が4（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 当社は、お客様が当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていな場合は、この契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

(1) 当社は、ガス小売供給約款19の規定によりお知らせした使用量に基づき、別表第1の料金表（各料金表の基本料金、ガス小売供給約款22（5）、（6）の規定により算定した調整単位料金を用います。）を適用してその料金算定期間の早収料金を算定いたします。

7. その他の事項

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この一般約款の実施期日

この一般約款は、2021年9月1日から実施いたします。

2. この一般約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が 2021 年 9 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日に属する料金算定期間の早取料金は、この一般約款の変更前の一般約款に基づき料金を算定いたします。

(別表第1)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

| | |
|-------------------|---------|
| 1か月およびガスマーター1個につき | 990.00円 |
|-------------------|---------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 154.00円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

| | |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスマーター1個につき | 1,441.00円 |
|-------------------|-----------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 131.45円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

| | |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 1,991.00円 |
|-------------------|-----------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 124.57円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表D

①基本料金

| | |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 3,652.00円 |
|-------------------|-----------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 116.27円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表E

①基本料金

| | |
|-------------------|-----------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 6,204.00円 |
|-------------------|-----------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 111.16円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表F

①基本料金

| | |
|-------------------|------------|
| 1か月およびガスメーター1個につき | 11,132.00円 |
|-------------------|------------|

②基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 105.00円 |
|------------|---------|

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款 22(5)、(6)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。